

第 16 回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日 時：H21.3.5(水)14:30 16:05

場 所：議会棟 6F601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（11 名）、執行部、事務局

資 料：第 16 回議員提出条例に係る検証検討会事項書

資料 1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例についての
座長案による見直しの考え方

資料 2 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定又は
運用の在り方について、見直し（検討中を含む）の一覧表

資料 3 予算に関する補助金等に係る資料（第 5 条の規定に基づくもの）の規定
に係る検討経緯等について

資料 4 暴力団等の排除について

検討会議事録 概要版

委員：第 16 回議員提出条例に係る検証検討会を開催いたします。前回 2 月 18 日の第 15 回検討会では、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例について、委員各位から提出いただいた意見を元に見直しの具体策について討議を行いました。本日の第 16 回検討会では、前回の検討会において委員から提案のありました資料について説明を行った後、改めて本日協議することになりました事項を中心に、条例の規定又は運用の在り方の見直し案について討議を行います。

また、本日の検討会において結論が出たことについて、後ほど執行部から条例の運用に当たっての意見聴取を行いたいと考えています。

はじめに、前回委員から提案がありましたので、見直しの考え方について資料 1 としてお手元に配付いたしました。資料 1 をご覧ください。この考え方は、前回の検討会で提示した案を作成するに当たってその前提とした考え方であり、検討し、合意したものであります。見直しの考え方について改めて説明いたします。

1．今回の見直しの目的の第一は、議会への報告の厳選化によって審議の重点化又は充実を図ることにより、補助金等の執行をはじめとする県政の公正性、透明性又は効率性の確保を図ることとする。

2．しかしながら、すべての補助金等について議員が委員会での質疑など議会における審議を通じて監視するというのは、時間、労力等の点から困難と見られる。

3．そのため、議会への報告について見直すこととあわせて補助金等について県民に対する情報の提供を充実させるよう図ることにより、補助金等についての情報が公開され、補助金等の執行が議会と住民とによって監視される仕組みとすることとするのが望ましいこととしています。このことについて、各委員からご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員：よく分からない。要は、公正性、透明性、効率性の確保と言っているけれども、透明性という点で言いましたら、やはりより詳しくということが透明性なのです。ところが、上の方で厳選化によってと言いますと、いかにもぐっと絞って良いではないかみたいな感じになってしまう考えでしょう。それから2点目の、監視するという時間、労力の点から困難というのは、そんなものは一つ一つ議論していたら、それは他の予算のようなものでも一緒ですよ。だからその辺りは、何かいかにもこの流れでいくと、もうそんなにたくさん出さなくても良いですよという流れがありありとしているような感じがするもので、私は、それは見直しの中でちょっとおかしいのではないかと思いますか、それは議論したいところですけども。

委員：前回の委員会で、私が申し上げたことについて委員から文書で頂戴とおっしゃられたものですから、今日提示させていただいたところでございます。

それでは、条例の規定または運用の在り方の見直しについて、検討を行いたいと思います。前回の検討会においては、見直し案に基づき報告の必要性、対象金額の見直し等について検討をいただきました。本日は、前回の検討会において合意された事項を確認した上で、本日改めて検討することとなりました事項を中心に検討を進めていきたいと考えています。

はじめに、前回の検討会において合意された事項及び検討中の事項について、資料2として整理し、お手元に配付いたしました。資料2について事務局から説明させます。では、お願いいたします。

事務局：(資料2について説明)

委員：それでは、第5条関係の予算に関する資料から順に検討していきたいと思います。条例第5条では、1千万円以上の補助金に関し、予算提出時に資料の提出を求めています。前回の検討会では、予算に関する補助金等に係る資料については現行どおりとすることとなりました。なお、提出資料の公表など、この規定に係る検討経緯等について調べさせていただいて、資料3としてお手元に配付いたしました。資料3について事務局から説明させます。お願いいたします。

事務局：(資料3について説明)

委員：今、当初の条例制定当時の経緯についてご説明をさせていただいたわけでありませうけれども、議会における審議をより充実させていただくために資料として提出されているということで、ホームページで当初は公開しないという趣旨だったそうです。そのような経緯があるわけですけども、そこで改めて皆様にご意見をいただきたいと思います。条例制定の経緯からいきますと、ホームページで公開しないということではいかかと思うのですが、皆様のご意見をお聴かせいただきたいと思います。

委員：予算要求段階のデータも今、三重県のホームページでは掲載していると思うのです。

それからあわせれば、しない理由はないかなと思うのですが。

委員：予算の要求状況も含めてホームページで公開していますか。

事務局：しています。

委員：他にご意見がございましたら。

委員：以前から公表ということに関しまして、議員だけがそれを資料として取得するというよりも県民側に広く、その方法はどうか、ホームページであればいつでも誰でもということが言えますので、特にこういう法的な問題がなければやっても良いのではないかと思います。あくまでこれは自由裁量の行為の中でやるということですから、それは良いのではないかと判断しています。

委員：2人から公開するべきだというご意見なのですが、いかがでしょうか。（「賛成」の声）それでは、公開をするということでさせていただきたいと思います。

次に、第6条第1項では、7千万円以上の補助金に関し、各定例会の会議ごとに交付決定実績調書の提出を求めています。前回の検討会でも議論を行いました。結論は得られず、資料の右側に記載するとおり、交付決定実績調書については報告を求めものの、報告対象の金額、時期等の見直しを検討することとしています。

まず、報告の時期を先に議論いただきましょうか。2回又は4回ということ、どちらかということなのですが、現在は年4回の報告がされているわけです。定例会が2回になったということで年2回にするというご意見もあるのですが、その辺りはいかがでしょうか。

委員：質問なのですが、年2回と言われる場合に、具体的にそれは何になるわけですか。

委員：2月と9月なのですか。

事務局：いろいろと考えられるかと思いますけれども、今まさに年度の予算の提案がされており、交付決定が1回目されて9月以降、それと年内されて2月くらいになるのかなと。ちょっとその辺りは執行部の説明を聴いていただくのがよろしいかと思います。

委員：いかがでしょうか。

委員：前回、前々回からも私なりに、この金額に関しては、実績調書に関してはもっとポイントに議論できる、いわゆる元々このシャープ等の考え方もあって発生したことでありますので、この点に関してはどうなのかということで、執行部もしくは事務局等にも調べて何とか教えてほしいということで、自分なりに勉強したところもあるのですが、前回は私なりに不明瞭なところもあり、十分しっかりと勉強していなかったところもありましたので、改めてどういうものなのかということの解釈を少し説明させていただきたいというように思います。

先ほどから考え方、基本的な議会への報告等も含めてどのようにして補助金の在り方を考えていくかという中で、報告という意味をどのように解釈すれば良いのかということであるわけなのです。これに関しましては、内閣法制局の方が国会で答弁しているらしいのですが、その中で、例えば議会の承認ということに関しましては、一定の法的効果が発生するということがあります。それに加えて議会への報告というのは、議会に報告するだけで完結する、いわゆる議会の議決など何かしなくても問題

はないということなのでございますが、この報告というのは、ペーパー等で各議員にただ配付されるような情報提供というものではないのでありまして、こうした条例の規定に基づいて報告するものというものに関しましては、議会が異議を唱えるということになれば知事の政治責任が問われるというような判断をできるというように感じました。そのようなものだというように認識しています。

ただ、このような中で実際、それでは国でやっているものにはどういうものがあるかと言いますと、教育基本法における教育の振興に関する施策についての基本的な方針の報告なり、食料・農業・農村基本法における政府が食料や農業及び農村に関して講じた施策等の毎年の報告とか、それから森林・林業基本法における報告、このような基本計画を年1回報告しますというような時に定めたような白書も含めて報告しているというような実態があります。

こうした趣旨の中で、単に議員が知りたいからとか、ちょっと報告させようとか、環境保護のためにペーパーを節約するからもう少しまとめた方が良くとか、そのような執行部の手間が云々という議論ではなくて、別の視点があるのではないかとということにも認識したところでございます。

そうした中で、議会へ報告させるということによって執行部の事務執行に議会から一定の政治的コントロールを確保できるというような視点から考えると、先般から委員が、5億円以上の補助金を対象とするという件に関しましては、一定の合理性があるというように考えるところでございます。

すなわち、5億円という高額な知事の政治的判断に基づいて執行されました補助金につきましては、議会に報告され、県民の視点から将来の三重県像を見据えた上での、議会がそれについて評価をするというようなかたちでの議会への報告の意義に叶うものであるというように考えているところでございます。

また、そういった意味で、議会報告の回数につきましても、一定の政治的コントロールを確保するという視点から考えると、定例会ごととなりますと2回ではないかというような見解をしたところでございます。前々回を含めて私の足りないところがありましたので、その点を踏まえてまたご審議していただいたらというように思います。よろしくをお願いします。

委員：今、委員の方から金額も含めて少しご意見をいただきました。それでは、金額も含めて皆様からご意見がございましたらお願いしたいと思います。

委員：確認なのですが、非常に難しいと思いながら。要は、交付決定という行為そのものについては、これはもう議会は残念ながら関与できないようなのです。ただ、任意の報告ではなくて、例えば条例などでの報告を下さいといったことについては、交付決定という意思決定に対しては何も言えないけれども、そこに一定の政治的な責任を問うことはできる、議会としての政治的コントロールが可能になるというようなご説明ということで承ってよろしいでしょうか。

委員：ですから、金額をしっかりとしたところで対応すべきではないかという見解を持っ

たところですよ。

委員：私も前回から申し上げているのですけれども、今委員の方からそういった非常に論理的なお話も賜りましたし、契約行為については5億円以上ということが議決対象にもなっておりますので、私もB案を支持するところです。

委員：前段の話から5億円になぜ結びつくのかさっぱり分からない。やはり補助金については知事の専権事項だとは言うものの、県民の税金であるし、また予算全体の中の一部であるわけですから、これは当然のことながら議会の議決事項にかかわると言うか、議会が議決しなければ発効できないわけですよ。だから、その意味で個々の補助金がどうこうという議論ではないけれども、当然、透明性を確保するとか公平さを明らかにするかという意味では、できる限りすべて明らかにした方がより審議もできやすいし、また不正あるいは様々な格差を付けるといったようなことがなくなるという点でも、公平性を確保という意味でも良いのではないかと思います。

ただ、1円からということになるのかという問題が当然あるわけです。ただ、5億円というのは、議会の制約に関して議決に付すべきです。だから、議案として上げなければならない話、5億円などという話は、当然のことながら。これは昔、私が議会にいた時ですから3億円だったですか。昔は2億円か3億円くらいですかね。それが引き上げられたのです。その意味でも、これは議会軽視ですけども、そういうような形になっていったというのもこれはこれですが、それから7千万円というのは何の基準でしたか。物品の購入か何かの時の、財産取得にかかわるのですね。

だからその意味であるわけで、5億円などというのは論外ですし、そのようなものはぐっと数も少なくなってしまうのです。だからこのようなものは報告しなくても良いような話です。

ましてや、それこそ各市町で実績報告などを見ても、国民健康保険の調整交付金などというのは、5億円を超えるところなどというのはほとんどありませんというようになってくるわけで、その意味では各市町の状況もよく分からないということで、やはり5億円にするなどというのは論外、7千万円で今までどおり。2回という点については、なるほどそれでも良いかという思いはいたします。

委員：他の皆様、いかがでしょうか。

委員：私は5億円というのは一つの。というのは、この交付決定ということにこのできた条例の趣旨から言えば、これをやめておくという話は、はじめに少し議論になっていたように思うのですけれども、条例ができた趣旨から言えば残すべきなのだろうと。

ただ、はじめの、委員が示されたような厳選化をする、またそれに審議の重点化または充実を図るというような趣旨から言えば、ある程度ここは絞っても良いのではないかと思います。ホームページはもちろんのこと公表しますので透明性ということも確保できますし、現実にはやはり元々シャープへの90億円というのが念頭にある中でできた条例の趣旨から言えば、今のいわゆる契約案件でさえ5億円でしょう。これは補助金を渡すということですから。ならばもう5億円くらいまで引き上げて、私は何

ら問題がないだろうと思っているのですけれども。

委員：他の方、ご意見いかがですか。

委員：それとちょっとすみません。年2回の話は、この場でもうほとんどの方は前の意見でも年2回ということでも賛成だったかと思しますので、年2回だけは決めていただいたらどうでしょうか。

委員：はい。それでは、報告時期につきましては、年2回ということを確認をさせていただきたいと思います。それで、現在7千万円以上が報告されているわけですが、7千万円以上すべてというのが、委員がおっしゃってみえるわけですし、他の3人の方が5億円以上で良いのではないかというようなご意見なのですが。

委員：ごめんなさい。私は1回抜けたのでしょうか。記憶が曖昧なのですが、このホームページで7千万円以上は掲載するというのは、皆様も共通の話なのですか。

委員：そこは、確認はしていないのですけれども、現在は7千万円以上がホームページで公開されているということです。

委員：そうですか。報告してある意味、ずっと議論の中心に進められている厳選化という意味で、逆にしっかりと重点的に見るという意味合いで5億円以上にするという考え方であれば、私はそれで良いのではないかと、私もそのように思わせていただきます。

委員：予算審議の段階では、1千万円以上現行どおり報告を求めるということになっておりますので、決定設定したものについて報告させるということになります。多くの皆様から5億円が良いのではないかというようなご意見なのですが。

委員：それですと、出されたこの補助金が決定されたのかどうかというのが分からない。今、議会に出てきているのがこの2つです。予算に関する補助金に係る資料、これは1千万円以上ですから分厚いです。これが、交付決定実績調書及び交付決定実績調書変更分という、これは今回、年度当初なのに薄いんですよね。この中で今、5億円以上というのを数えてみたら、本当にほとんどないのです。いくつあると思いますか。

ものすごく大きいと思ったのは、四日市の20億円の四日市港管理組合負担金、こんなものは予算に触れる話ですしね。20億円、これが一つです。あと、5億円が出ているのは、どこかに一つあったのですが、国民健康保険の調整交付金で四日市市は人口が多いので額が大きいだけで、四日市が出ているだけです。四日市市と書いて、あとは終わりですよ。あとは全市町が抜けるのです。

そうしますと、実態は、四日市港管理組合と四日市市の交付金だけかということになるのです。だから、5億円というのが、いかに現実離れしている数字なのかということなのです。やはりここに20件というのがあるけれども、こんなものはほとんどシャープ関連というもので、出てくるのは大企業への補助金の関連くらいのことですよ。

だから、それではやはり本当の意味で意味がないのではないかと。せっかくこれが出ている以上は、そういう意味で、私はやはりすべて出してほしいと言いたいけれども、すべて出すというのはまた大変だろうからということで、何も当初の予定どおり

ということであればそれはそれで良いとは思いますが。それで皆様、これは個々に見てみると比較してみたら本当に面白いですよ。委員は見たことないと言っていましたけれども。これは私学の学校の違いなど見ていると、これは面白いですよ。

委員：それは分かるのですよ。ただ、それは実績のところでは分かる話で、決定でわざわざ本当に見る話なのかということなのです。我々はやはりきちんと審査するところの予算の時の資料で1千万円のものが出るわけじゃないですか。最終的に、チェックはやはり交付実績だと思うのです。そこで対比があって見ていく話で、途中の交付決定の話になると、果たして本当にそこまでチェックしていけるのか、しきれぬのかという話もあると思うのです。

前回もどなたかがおっしゃられたけれども、我々が実際に審議できるのは予算と決算じゃないですかと。それならば、その2つはやはりしっかりと、途中のところについては、前の議論では大抵の皆様の意見が、厳選化ということにも必要じゃないですかということだったと思うのです。委員が言われている話も交付実績でできる話ではないかと私は思うのです。ここは交付決定です。

だったら突き詰めると、交付決定も1千万円以上じゃないと対比もできないですし、なかなか理屈も合わなくなってくると思うのです。それはきつくするところはやはり、これも上げてくださいという話も予算に関するものでありましたよね。ここはきちんと今までどおり1千万円。ただし、途中については、それはもう上げてもいいのではないかと。最終的には、実績も1千万円のところでは線を引いて出してくださいと、そういうメリハリがあっても私は良いと思うのですけれども。

委員：いずれにしても、実績調書は報告させるのは報告させるということで確認させてもらって、金額だけなのですが。

委員：変更分というのもこの中に含まれるのですか。

委員：変更分も含めての金額です。

委員：意見があればしたら、もうよろしいです。私はもう委員の、残したらどうかというように書いてあるけれども、前回議論に参加しなかったもので、今の個々の争議をまとめようとするなら、もう譲ります。

委員：それでは、金額について5億円以上の新規及び変更分について報告を求めるということにさせていただいてよろしいでしょうか。ホームページは、掲載が7千万円です。

委員：出してもらっても一緒じゃないですか。ホームページに載っていますというようなことでは、そこまで出すのであれば、当局はそんな書類をつくらなければいけないじゃないですか。ホームページを見たら載っているじゃないかというのでは、それは私、自分でも見ますよ。見ますけれども、載っているじゃないですかというのでは、報告にはならないのです。そんなことで紙代というものがそれほど節約できるのですか。だから、比較対照するためにもと言っているじゃないですか。それが7千万円なら7千万円で、私はあえて良いじゃないかと言いたいのです。5億円以上というのは本当

にない。

委員：新規も含めて年間で20件くらいですか。

委員：ホームページは確かに、それは紙にした方が良いので、ホームページで四の五のという議論はセットにはならないと思うのです。ならないけれども、結論は出さなければならぬのであればもう私はよろしいです。

委員：これは紙代の問題ではないのですよね。紙代であったら削るべきとか他の問題もあるので。そんなにたいした紙代ではないので、紙代の問題ではないですね。

委員：紙代云々ではないということを含めて今日言わせていただいて、もっと集中的にシャープというものを、この中で発生してきたこと、やはり重要案件として報告に当たってはきちんと知事に対して政治的アピールをすると、また問題があれば責任を取らすというような含みで対応をしようというような方向の中で、今日は追加で説明させていただいたところもあるわけなのです。紙代云々ということではないのです。おっしゃるとおりでございます。

委員：要は、委員が言うには、きちんとチェックするのであれば実績報告ですれば、いい、ということなのでしょう。

委員：最後に年次報告の中で出すということです。

委員：そういうようなことで、漏れはないことはないのですよね。

委員：それでは、時間の関係もありますので改めて確認させていただきますが、報告の時期については年2回。それから、金額について対象の金額なのですが、5億円以上、新規変更分も合わせてということで確認させていただきたいと思います。

次に、条例第7条第1項では、7千万円以上の補助金に関し、会計年度終了後6ヶ月以内に評価を行い、その結果を議会に報告することとしています。前回の検討会において、評価は、年次報告の中で整理して議会に報告させるものとするものになりました。なお、評価結果の対象となる金額につきましては、第8条の年次報告とあわせて検討をさせていただきたいと思います。

次に、条例第7条第3項では、7千万円以上の補助金に関し、継続して評価が必要なものについて報告を求めています。前回の検討会において、継続報告は廃止をし、事業年度の終了後に評価して議会に報告されることとなりました。

最後に、条例第8条第1項では、1千万円以上の補助金に関し、毎年1回年次報告として補助金の交付実績の報告を求めています。前回の検討会では、第7条第1項の補助金等評価結果調書と関連して検討することとなりました。そのため、資料右側に記載してありますとおり、年次報告において交付実績及び評価結果を報告することとし、その報告時期は評価結果の関係もありますので、会計年度終了後6ヶ月以内にするものとしております。また、年次報告における交付実績及び評価結果の対象金額は、見直しの対象としております。この対象の金額についていかがいたしましょうか。ご意見をいただきたいと思います。

現在、評価結果は7千万円以上と、交付実績調書は1千万円以上ということになっ

ておりますが。

委員：先ほどの議論の趣旨からいきますと、ここは決算に絡むところでございますので、交付実績については1千万円以上で予算提出していただくのと同じで。ただ、個々の補助金についての評価をそこまでたくさんするのも、644もあるのもこれは確かに見る方も、チェックする方も大変な話ですので、今までどおり7千万円以上の19年度の実績ですと137件ですか、それでやっていただいたらどうかと思います。

先ほど委員が言われたように、私も少し気になるのが、予算の時と途中決定、交付決定した時の額が、変更したかどうかというところの経緯が分からなくなってしまうので、様式的な話になるのですが、交付実績それから評価結果、それぞれ今は交付決定した最初の額、確定した額しか出ていないのですけれども、そうではなくて予算の時との対比が分かるようにしておいていただけると、なぜこれは変わったのかという話もまたできるので良いかと思うのです。

委員：様式の中で、ですね。予算額と決定額と、それから金額によっては評価が入ってくるということですね。

委員：私は今、委員が言われたようなことに賛成です。予算時との比較を、やはり最終的によりきちんとチェック、監視するということでは、そういうことは必要だろうと思います。

それから、評価なのですけれども、現実はこの評価を見ていると一緒にのものばかりなのです。それで、私はここも5億円以上で良いと思っていますのです。実際に、この元々の趣旨から言えば、私は5億円以上で、交付決定と一緒にこれは良いのではないかと思っていますのです。その方がきちんと審査はできるはずなのです。

特に、多分ここで一番議論になるのは、ルーティンの鉄道への補助というようなものではなくて、シャープといったようなところの話でありまして、それが5億円という規定さえ残しておけば、その評価に関して審議はできていくと思うのです。137件と15件というような数字は出ていますけれども、私は正直言いますと、15件の方がきちんとした審査ができるのだというように思っているのです。それはもうあまりここはこだわりませんけれども、できればそのような方が私は良いと思います。

委員：私は委員と一緒に、今言っていたのも分かるのですけれども、やはり評価がすごく大切になってくると思うのです。ここで見ている、出ている数字の137が15から20くらいになっていくのではないかと思うのですけれども、交付実績については予算にあわせてやることだと思うのです。

例えばそういう、いろいろなものが出てくるか。前にもらったやつでは、そういう生活交通路線維持費補助金とかの評価が、これは2億7,600万円ということでここに例として出ているのはそれですけれども、それに対して評価が出て、必要性や効果等が書かれてきて、実際にそれが次にどのように我々として、それぞれ結構こういった問題に関しては関心も高いと思うのですが年度評価を、しっかりと評価と結果を見るということは大切なのではないかと思います。

それで、内容的に数が、例えば心配なのは5億円になった場合に、ホームページもその横に丸をふってありますけれども、そのままということになっていくのかということも含めて、できる限りここは透明性や、また補助金の次にきちんと交付されていくためにも、この評価のところは、評価結果の方は大分重要だというように思います。

委員：蛇足的に少し評価という考え方について調べていただいて、これも受け売りなので申し訳ないのです。

どうも今言っている議論というのは、評価というものの判断をどのように考えるのかというところで私も少し疑問に思うのです。誤解させてしまいましたらごめんなさい。評価というのは、例えば補助金を交付された団体が高額な交際接待費を使ったとか、また一部不正な経理があって、そうした不備があったというような形で評価というのは、それは評価というのではなくて、監査をした中での使い道における問題ということの認識なのです。

議会における評価というものはどういうものかと言いますと、例えば県民の視点、義務も一緒なのですけれども、県民のこういった貴重な税金を使うということの中で、本当にこの税金が価値ある、もしくは必要性があったのかどうかということに対することでの考え方というのが、議会の評価だと思うのです。

ですから、その辺りを考えていくと、監査的なところでのものでしたら皆様がおっしゃるところの部分というのはよく分かるのですけれども、本当にここはきちんとそうした評価をできるのかということの議会の評価というものについての解釈は、そうした細かいところをもって、本当に不備のあるような使い方をしたというようなものを見るということではなくて、これは本当に施設としては本当に必要だった、また県民にとって必要な施設だったということの考え方の経緯を評価するということだと思うのです。

そういった意味で言えば、ここはやはり交付実績については1千万円以上でやっているわけですから、その対比をそこで見ることで、本当に評価をきちんと見るのだという場合は、やはり重点化してその辺りの政治的な判断に対してアピールできるような、評価コントロールできるような、評価でもって政治的コントロールができるような形の中で対応した方が良いのではないかと。議会の評価としての在り方としてそのように判断した方が良いのではないかと。自分なりに受け売りで申し訳ないのですけれども、そのような見解を持っております。

ですから、私はあまり駄目だというつもりもさらさらないので、そういう意味で言えば、やはりこのシャープというものの補助金を出す時に規定されたということをもとに考えてみると、重点的に評価というものを考えた方が良いのではないかと。というように思います。

交付実績としては1千万円からきちんと出ていますので、そのところはしっかりと予算の時から比較していただいて、検討していくということでは対応できるのではないかと。というように自分なりに思っておりますので、議会の評価というものを考えて

いくと、そういう方がつじつまと言いますか、整理の関係で合理性があるのではないかというように思っています。少し変な話で申し訳ないです。

委員：交付実績は、前にいただいた第4 - 2号ですか。補助金等の交付実績というのは、何に使われたかとかが書かれていない、第8条1項関係で、補助金がきちんと使われたかどうかは、立入検査は別ですよ。

委員：第8条の関係です。

委員：第8条の1項関係ですよ。それは、ただ単に交付額と交付の根拠、何とか要綱と書いてあるだけで評価は、ここはされていないですよ。

委員：今、評価されているのは7千万円以上です。

委員：これですね。補助金等評価結果調書で、評価結果で7千万円ですね。今、委員の言われたような中で、不正があるかないかは監査の方でいろいろとやっていたいと思うのですけれども、見解として言われたことでは補助金の価値ですよ。この補助金が価値あるものかどうか、価値と言いますか、交付をされて使われて、その結果どう評価できるのかということが次に繋がっていくと思うので、そこでの重点化がなぜ5億円以上なのかということは、私には少し分からないことです。7千万円以上で件数的なものを見ても、7千万円から5億円の間には様々な生活に関する、大手さんのことだけではなくて生活に関する補助金がすごく入ってきていると思うのです。

今、言わせていただいたこの例で言っているのは、生活交通路線維持費補助金というものとか、実際にその補助金が交付されて決算の時に、その補助金に対してどのような評価がなされているのかということは、特に生活に密着したものですから次に繋げていくためにも大事なのではないかなと思うのです。本当に5億円以上ということになると、企業へのそういったものだけに限られてしまいますので、すみません。

委員：5億円というものについていくらもないですし、評価そのものは本当にまじめにしているかどうかは問題あるのでこれは何ということもないのですが、大変役に立ったとかその程度しかしていないけれども、そのテクニックの問題といいますが、その中身はどうしろこうしろということはあるにしても、7千万円以上の評価はやはりすべきだろうとは思いますが。

委員：当局が見直してくださいと言ってきたことの中にも、このような5億円にしてくださいということはありませんので、だからそこまで我々の方から、もうよく見ませんから結構ですと言うような必要は全然ないということが大前提です。

それと、今の評価というのも、報告しなければならない、出している、オープンにしているというのは大変大きな評価価値があると、私は確かに思うのです。やはり、それは何と言いましても透明性が、それはどこまで細かくチェックするかしないかという問題の以前の問題として、まずは出しています、出さなければならないという、これがやはり大事なので、情報公開の請求があるからというのではなく、情報を大いに開示していくのだという意味で、私は大事だと思います。

それから、件数の問題を言われていますけれども、これは前にも少し言いましたが、整理すればものすごく細かくなります。だから、例えばいまだに隣保館補助金などというものがあります。これもたくさんあります。それから、軽費老人ホーム運営補助金というのは、今数えたら20いくつかあります。これは、書いてあることは皆、同じことが書いてあるのです。このようなものは全部集約したら、もっとペーパーもものすごく少なくて済むようになります。本物の評価はきちんとしなさいというように言わないといけないわけだというように思います。以上です。

委員：私もあまりここはこだわりはしませんけれども、まあ、こだわりません。

委員：それでは、改めて確認させていただきますが、交付実績については1千万円以上、評価については7千万円以上ということに確認させていただきたいと思います。

それで、様式の関係は執行部の方で考えていただくということになるわけですが、予算と決定額と評価が一つの表になるということですね。1千万円で、たまに7千万円が来たら7千万円には評価が入ってくるというような表になるのですか。イメージとしてですが、今はもう別々なのですね。前回、確認させていただいたのは、評価は年次報告の中で整理するという事になったのです。一つ一つの様式の中で評価が入ったものも出てくるのではないかと私はイメージしたのですけれども、やはり別々のものですか。

委員：イメージはそうです。

委員：ただ、先ほど委員がおっしゃったように、同じものについては簡素化すると言いますか、交付先と金額が入って同上とするか、何か同じようなものにするというような方向で確認させていただいてよろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、前回、委員から提案のありました、補助事業から暴力団を排除することについて、資料4としてお手元に配付をさせていただきました。資料4について、事務局から説明させます。お願いいたします。

事務局：(資料4について説明)

委員：それで、委員からはこの条例の中かは別にして、暴力団の関係は何か規定をすべきではないかというご意見だったのです。他の都道府県の状況などを今、調べて報告させていただいた状況なのです。それで、いかがさせていただきますでしょうかということなのですが。

委員：ちょっと教えてください。これは、実際にこの在り方という私たちの条例がありますよね。別に補助金は補助金で、これは補助金をどこかに渡すそういう、これの大元は何でやっているのでしょうか。

事務局：三重県補助金等交付規則というものがあまして、個別に各部で要綱をまた更に定められていると思います。それに基づいて交付決定がされております。

委員：分かりました。いわゆる、例えば市町村などは、別にこれは関係ないですよ。それから、補助金としてあるのは、昨今の例としては、福祉関係の団体が補助金として

行くのは団体数が一番多いのではないかというように思うのですけれども、例えばそういうところの役員等に暴力団絡みの人が入っていると、そのようなケースもこれからは多分出てくるだろうと思うのです。これはちょっとしたこの前、去年ですか。不正請求といった事例も2つか3つ県内でもありまして、そういうところに、それがそのまま犯罪組織に携わっているというようなことではなくて、不正なことをやったということなのでしょうけれども、そのような団体がはっきりしている場合に、そこへはもう渡しては駄目ですよというようなことをどこかで規定ができればという思いなのです。

現実に、いわゆる契約絡みについては、県の方はほぼどのようなところにもそのような要綱は入っていたと思うのです。指定管理者のものにも全部入っていました。補助金を渡すところだけになぜないのかというのが、実は私の疑問だったのです。それでどこかに規定ができないものだろうかということが、皆様にこの前、提示をさせていただいた話で、もし行けるのでしたらここで、規則でしかないというのなら、この条例で入れられるものならばどうなのでしょう。それは入れると何か不都合というものはあるのでしょうか。

委員：私も条例でやるべきだと思うのです。条例をみると、3条に基本的な考え方というところがある。この中には県民の要望に合致し、県民福祉の向上に資する公益上の必要がなければならぬと書いてある並びで、委員が言われているような暴力団等には渡しては駄目ということを入れても問題ないのではないかと。条例のイメージとしては、ただ、それ以外のところで何か問題があるかどうかというのはよく分からないので、そこを整理しないとイケないのかなと。

委員：私が言いましたらおかしいかもしれませんが、補助金は金額ではなくて10万円、20万円からの補助金が現場ではあるわけですよ。10万円の補助金を出すのに暴力団と関係があるかどうかというのは、チェックしなければならないものなのかという話です。

委員：でも、契約のものには全部入ってくるのです。

委員：法律というのではないのですか。補助金交付に対する国の方のもので。

事務局：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というものがございまして、それと同じような条項をもって三重県補助金等交付規則というものを定めてございます。

委員：こういう部類にはならないのですか。

事務局：つくったときの経過ですが、本来は、出す方の執行部が補助金の交付条例をつくって、本来どういうところにどういうものを出すかということをきちんと決めないと駄目なのです。ところが、今までの三重県とか地方自治体の役割は、補助金は交付要綱とかそのようなものだけで条例で決めずに出しているのです。だから、それにメスを入れようとしてこの補助金の条例を三重県議会がつくったわけです。このようなものをつくったのは三重県が初めてだったのです。どこも皆、知事が勝手にやっていたわけなのです。

したがって、シャープに出す時に、こちらがつくりなさいと言って条例を一つ知事の方でつくりました。あの知事がつくった補助金を交付する条例の中へ、今おっしゃいましたような暴力団の関係とか、それを入れることは可能だと思うのです。本来は出す方でチェックをしますと言いますか、そういう規定を入れてやるというのが、まず一番の望ましい形だということは、この条例をつくった時に議論された話であったと思うのです。

委員：県がつくった条例というのは、シャープと企業への立地、補助金の条例だけですね、だから一般的な法令で例が拳がっているような社会福祉施設に対しての補助金は入っていないのですよね。

事務局：入っていないです。本来は、条例をつくって出していくべきなのです。と言いますのは、条例をつくるということは、条例で出す前に議会の議決を要するということになりますよね。本来はそうあるべきなのですけれども、どこの自治体やどの都道府県もそういうようになっていません。この条例があるのは私どもだけの、このチェックの条例だけです。それはやはり出す方がきちんとチェックすると言いますか、条例で決めていくべきなのです。そうでなければ、補助金の交付規則なり交付要綱なりでそういうことをきちんと書いておくべきというのが、出す方の姿勢だと思います。そういう話が当初はありました。そこまではできませんでしたが。

委員：ただ今はその要綱とか、例えばその予算にちょっと付けて補助金を出そうと思ったら、条例にをいちいちつくらなくてはならなくなるわけですね。

事務局：そうです。

委員：その言いました何とか言う規則、そこに書き込もうと思ったら書き込めるのですか。

事務局：規則でございますけれども、そこに書き込み、それは文言としては入れられるかとは思いますが。大阪府の場合も、今、補助金等交付要綱で検討しているというような回答をいただいているのですが、例えば先ほどの委員の言うように、条例の3条なり理念的な言葉でそういう必要な措置を講じるとか、何かそういう文言も検討していただくのは可能なのではないかというように思います。

ですから、条例ではその理念的なところで実際の具体的な措置は執行部、そういったところで具体的にどういう場合には交付するのかということを決めていただければ良いのではないかというように思います。

委員：今のご提案の確認なのですけれども、我々の議提条例としては、そういったところに補助金を出しては駄目ですよという考え方を、基本的な考え方を示しておいて、実際にどういうところをその対象から外していくか、例えば指定暴力団だけなのか、指定暴力団っぽいものも含むのか、それは三重県の会計規則なり交付要綱の方で、執行部の方で考えてもらうというご提案ということですね。

委員：例えば、検討会の意向として、暴力団には駄目ですよという意向を示して相手の方で考えてもらうと、そうですね。

委員：暴力団等の排除について、何らかの措置を講ずることというようなものを条例に入

れておいて、執行部の方には規則なり要綱の中で、それを書き込んでもらうというやり方もあるのだという提案なのです。

委員：そうしますと、今、検討している条例の中に書き込むということですね。

事務局：はい。そういうことです。

委員：補助金の団体をいちいち暴力団かどうかというのは、それはおそらく難しいと思いますよ。難しいと思うけれども、その大義名分をきちんと載せておくことによっていろいろな形での縛りというものができてくると思うので、私は載せていくということとは今言われたようなことで良いのではないかと思います。

委員：それも含めて検討して、どういう対応ができるのかということも。

委員：それでは、暴力団を排除するというで条例に書き込むということだけ確認させていただいて、執行部とのやり取りもさせていただきたいということによろしいですか。

それでは、以上で条例の規定及び運用の在り方の見直しについて、委員間討議を行ってまいりましたけれども、検討会として一定の方向性を得ることができたと思っております。本日は、見直し案について条例を運用する立場である執行部から意見を聴取するために出席を求めています。

それでは、意見を聴取する前に、まず本日、委員間で合意された事項について確認をさせていただきたいと思います。

第5条関係の予算に関する補助金等に係る資料については、現行どおりといたします。なお、提出資料の公表については、公表することといたします。

第6条第1項関係の交付決定実績調書につきましては、報告対象の金額は5億円以上とし、報告時期は年2回の定例会ごととします。

第7条第1項関係の補助金評価結果調書については、年次報告の中で整理して議会に報告させるものとします。

第7条第3項関係の継続評価実施計画については、廃止をし、事業年の終了後に評価して議会に報告させることとします。

第8条第1項関係の年次報告については、年次報告において交付実績と評価結果を報告することとし、その報告時期は会計年度終了後6月以内とします。また、それぞれの対象金額は、年次報告における交付実績は1千万円以上とし、評価結果については7千万円以上とします。

以上を確認させていただいてよろしいでしょうか。それでは、見直し案の説明は以上でありますので、この見直し案について執行部から運用に当たった意見をいただきたいと思います。

この補助金を交付するに当たって、暴力団を排除するというで条例改正をするということを確認させていただきましたので、そのこともあわせてご意見をいただきたいと思います。

執行部：私どもの見直しの趣旨につきまして、いろいろとご配慮いただきましてありがと

うございます。先ほどのご報告の中で、いわゆるそれぞれの部分につきまして1千万円、それから5億円、それから7千万円、また1千万円というように、報告金額がいくつかに分かれているということでございますので、少し事務的にその辺りのところで齟齬が生じるケースもあろうかと思えますけれども、またその分についてはご容赦をいただきたいということでございます。

いずれにしましても、先ほどのご決定につきましては尊重させていただきたいというように考えております。

それと1点、第5条関係のホームページでの公表の分につきましては、現行でホームページの公表は行っておりません。おそらく、それは金額とか交付先については、その段階では不確定要素がかなりあるということもあって、いわゆる電子媒体であるホームページで公表するのは少しいかがなものかというようなこともありまして、今のところは公表していないということであろうかと思えます。そういうことで、公表しなさいということであればそういう対応をさせていただきますけれども、公表に際しましては、これまで以上に公表の内容でありますとか、方法等の精査をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員：第5条関係のホームページによる公表の関係につきまして、議論させていただいたのですけれども、予算の要求状況についてホームページで公開されていますか。

執行部：そのとおりなのですが、時期的に要求状況というのは12月くらいにまだフワツとした話ですよ。今回の資料はまさに予算と同時に出てくる2月の話ですよ。ですからもう少し角度が高いです。しかし、はっきりここという箇所付けまではできていないという、その辺りの濃さがまだだいぶ違う段階の話なのではないかというのがございます。

それから、先生方と周りの問題もそうなのですが、12月の段階と2月の段階とまだ審議がこれからどのくらいあるのかとか、決定までの間にそういったこともあって、少し12月の段階と2月の段階というのは、我々の考えているイメージは少し異なっていたというのが事実です。

委員：そうしますと、2月なら2月の方が精度は良くなっているから、例えばその精度のまま予算は2月の場合、付けられない場合も出てくるかもしれませんね。

執行部：その辺りは微妙なのです。

委員：だから決められた1千万円を付けるとしていたけれども、いろいろな状況の中で新年度に入った時に、1千万円が800万円になる場合もあるのでオープンに公表するのはどうかということですか。

執行部：そこは先生方との間では全部オープンにさせていただいているわけなのですが、実際に給付の対象になるかならないかといった方々が見られた場合はどうなのかとか、その辺りのところが少し不安に思ったのが、この元々、公表されていないということを我々が今推測をすると、そういった事情があるのかと。

委員：その不安になるというのは、公表した時点と、それはそれではんこを押したように

交付するならば特に問題はないですよ。しかし、その間に例えば国の高速道路へ200億円付きますということで予算をしますよね。国道42号線なら42号線で、あなた方の明細書には出てくるのですよね。国道なら国道311号についてはいくらというような予算が出てきますよね。国の予算のふたを開けた時に、付いていないから9月補正で減額補正している場合もあるという齟齬をきたすことを心配されて、ホームページ云々という話になるのかどうかを聴きたかったのですけれども。

委員：要は、要求状況は要求ということですから、そのとおりにならなくても良いわけです。予算は計上したものの決まったわけではないから、公開して、補助金をなぜもらえないのかと思われても構わないということです。決まってもいないので、そういうおそれも。

執行部：補助金の場合は、相手が県なり市町村であればそれなりに良いのですけれども、民間の会社であるといった部分もありますので、その辺りのところが少しどうかということですね。

委員：掲載の仕方ということですよ。民間の会社にこれだけ補助金が行く予定ということで、今の報告書ですと会社名までその補助先が全部出ますよね。そこに予定していたけれども、実際に交付されなかったら、あの会社は何かあったのかとか、そういうように思われる可能性もあるとか、そういうことも実際にあり得るということですよ。公表の仕方を考えてくれるのですか。

執行部：先ほど私が言いましたのは、そういったこともありますので、公表の仕方にも少し工夫も要るのかと思います。

委員：工夫してもらおうということですよけれども、今のような心配がないような工夫というのはどういう工夫ですか。

執行部：その補助先の部分ですね。公共団体以外のところについては、

執行部：特定化されないような書き方で、少し抽象化されることになるかと。

委員：もう少し具体的にどういうようになるのですか。

執行部：まだ少し明確に詰めているわけではないですし、この場で私どもも初めて見た話なのですが、今ぱっと思いつくのは、今、業者さん名まで出ているのは業者さん名までは出さずに、そういう業者とか、何とか業をやられている方とか、そういう書き方になるのかと思います。前ですと、法人名までが出ていたのがそこまでは書けないとか、今ぱっと言われて思いつくのはそのようなイメージでございます。

委員：議会でそういうものを出せばそれは公然としたものだけれども、ただ公表する時期を交付するとか何とかの中で運用はできないのかと、その辺りは少しずつしたりしてどうなのか。

委員：例えば議会の予算が通った後に、丸い数字なら多少上下するけれども、ほぼ決まった金額では、一応、公表の仕方だけ工夫してもらおうということですね。

委員：確かに今この当初でいただいている補助金に係る資料については、ある面ではまだ議決もされていないし、不確定な要素も若干にはあるということですね。だから、これ

は議決された後の交付決定の実績調書ならば、これは出せるということなのですね。だから、むしろ交付決定実績調書をきちんと出してもらったら良いではないですかということだと思っております。

それと、ついでに先ほども言っていたのですが、これは確かにペーパーが随分多くなるという部分もあるのだけれども、例えば隣保館補助金と言って同じものがずっとあります。しかし、後のところの説明は皆一緒に、例えばその隣保館の補助金については効果なり目的なり何なりというものはこうですよと言って、後はどここの何々と言って並べてもらったら、あるいは市町に対する国保の補助金なども一つだけ書いておいて、あとは各市町別にいくらと書いたらものすごく圧縮されますよね。

というような形も含めて、もう少し簡素化もできるのではないかというように言っていました。それはぜひ工夫してみてください。

委員：それはぜひお願いしたいと思います。交付先と金額は書いてもらうのだけれども、交付理由とか同じものをたくさん書いていただいているものですから、例えば同上とか何とか工夫していただいて、もう少し簡素化していただきたいと思います。

委員：先ほどのホームページの話なのですが、ホームページに出す情報と我々議会に出していただく情報というのは、異なってしまうということですか。2種類つくってもらえることになるのですか。

執行部：今どうしようかということで考えています。元々の1号様式は予算審議の資料ですから、先生方にお出しする中でこれまで作成をしておりましたので、ちょっと今、正直言いましてどのようにしようかと悩んでおります。

委員：今回は、我々のこの条例の見直しの視点の一つに、県民への情報提供を充実させていく中で当然、我々議員の議会としての責務として意思決定の部分だとか、監視評価の部分だということもきちんとしていこうということを果たした上で、加えて広く県民の皆様にもそういうことに興味を持っていただいて、それで補助金というものの透明性とか公平性とか効率性ということをやっていこうという観点からいくと、議会に出していただくものと県民に出していただくものが異なっているというのは少しおかしい話だと思います。

加えて今回、ホームページで公開することになったから、今まで議会で示していた情報が後退するようなことがあっては本末転倒の話になってしまうので、今がスタートラインということで、現状をスタートラインとしてどのようにやっていくかという考え方をさせていただかないといけないと私は思うのです。

執行部：今の情報量、情報スタイルをそのままにしてホームページもという話であれば、多分、書式とか内容をいろいろ変更する余地は多分ないと思いますので、そうすると、もう出したものをそのままホームページに上げるということになるのだと思うのです。

委員：その時点で一人歩きしていきますよね。だから、割り当て変更するとか、結構いろいろな中の応用というものが利かなくなるのではないですか。議会に出せば利かなくなるのだからうけれども、その辺りのことは残るかもしれませんね。しかし、たたき台

を今の趣旨に乗ったようなかたちで皆様の、急に言われてもイメージが湧いてこないかもしれません。基本的には同じものであるとは思いますが、

執行部：事務的に今日は持ち帰って検討させていただきます。

委員：検討会としての結論は公表するというにさせていただきましたので、そのことで検討していただきたいというように思います。その他のところは検討会の意向を踏まえてということでした。何か皆様から。

委員：私どもの議論で出ていた、暴力団などを補助対象から排除するべきではないかという議論があって、その中で実務的に補助対象者がどこまで調べられるかは分からないのですが、暴力団等にかかわっていないかどうかということ、実務的にチェックさせるのは難しいのではないかという声もあったのですが、私は契約ごとではやれているので補助は当然やれると思っているのですが、その辺りでご意見があれば教えていただきたいのです

執行部：今、委員がおっしゃられた、契約の上でできるというのは相手側が暴力団であった場合には対象とはしませんという告知を入れておくというかたちで排除していくというやり方でございますか。

委員：条例上、暴力団は補助しないということを明記するという、暴力団関係者の団体、団体が個人かは別にして。

執行部：条例上はそうなのですが、執行の段階ですよね。

委員：今回の議提の方の補助金との基本的な在り方等に関しては、暴力団等の排除についてその措置を考えることとか、することというようなことを一文として入れて、執行部の方でその対処の在り方を考えるように規則とか要綱、もしくは条例作成であれば条例作成の中で考えていくということができないのかということなのです。

執行部：条例に書くとか書かないというレベルであれば、それは書けると思います。ただ、それをどう担保するかという問題になってくると思います。そのやり方については、今この場で即答するのはなかなか難しいのです。持ち帰って警察も含めていろいろ相談したり、あるいは持ち帰らせていただかないと難しいと思います。

委員：そういう心配もあって条例でいかがかという議論になったのですが、いずれにしても条例上は明記するというにさせていただいて、具体的には執行部の方で考えていただくということによろしいでしょうか。他のことで執行部の方にお聞きすることがございましたら。ありがとうございます。

それでは、これで執行部の方からの意見聴取は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次回の検討会では、本日議論をし、確認をしていただきましたことについて、改めて見直し案として取りまとめ、皆様方にお諮りをしたいというように思っております。本日は、これで議事を終わらせていただきたいと思います。